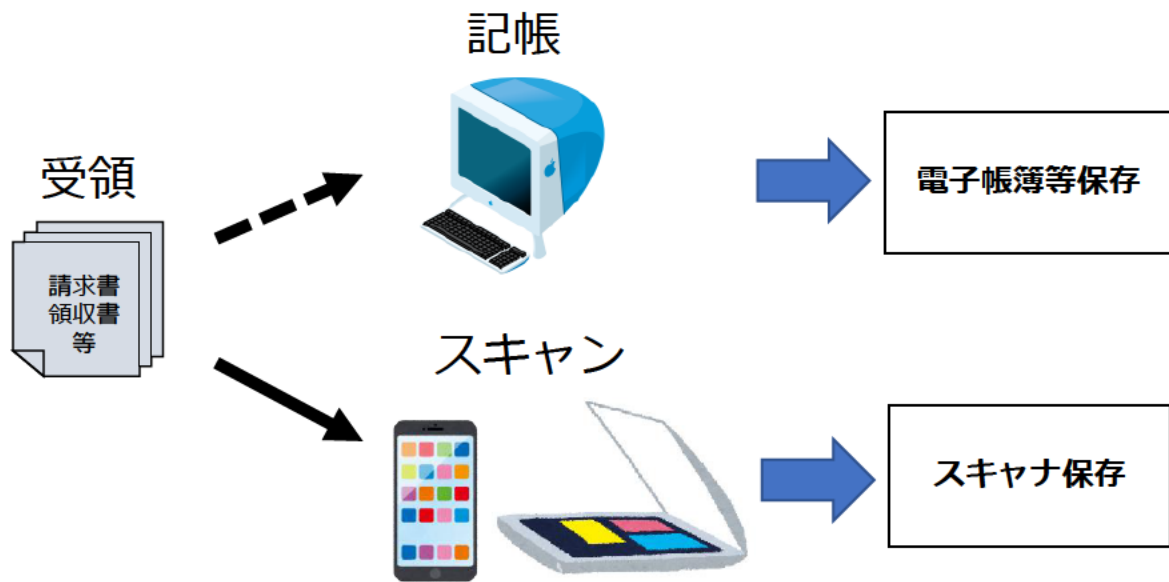


中小・小規模事業者における電子帳簿保存の課題

✓ 電子帳簿保存法は、これまで数次の要件緩和を重ねてきたが、**「相互けんせい」要件等、一定規模の事務体制を有する企業を前提とし、依然として書面での保存に比べ厳格な要件が課されている。**経理事務等のバックオフィスに人員を割けない**中小企業にとって電子帳簿保存法の要件をクリアするのは極めてハードルが高い**

種類		例	電磁的記録による保存	スキャナ保存
国税関係帳簿		仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳等	○	×
国税関係書類	決算関係書類	貸借対照表、損益計算書、棚卸表 等	○	×
	その他書類	請求書、注文書、領収書、納品書等	○(発行分のみ)	○

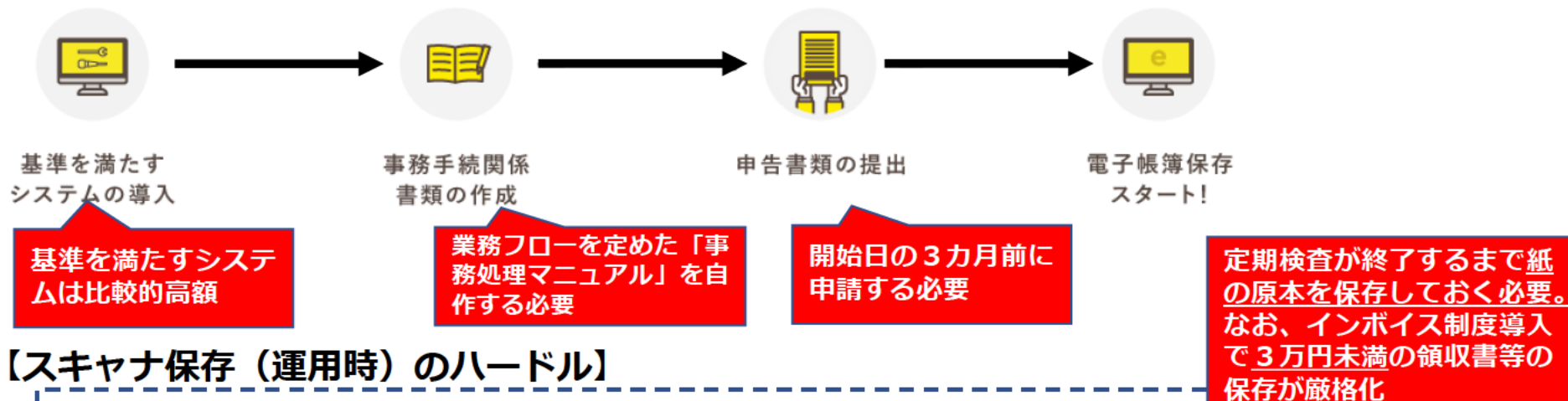
主な要件



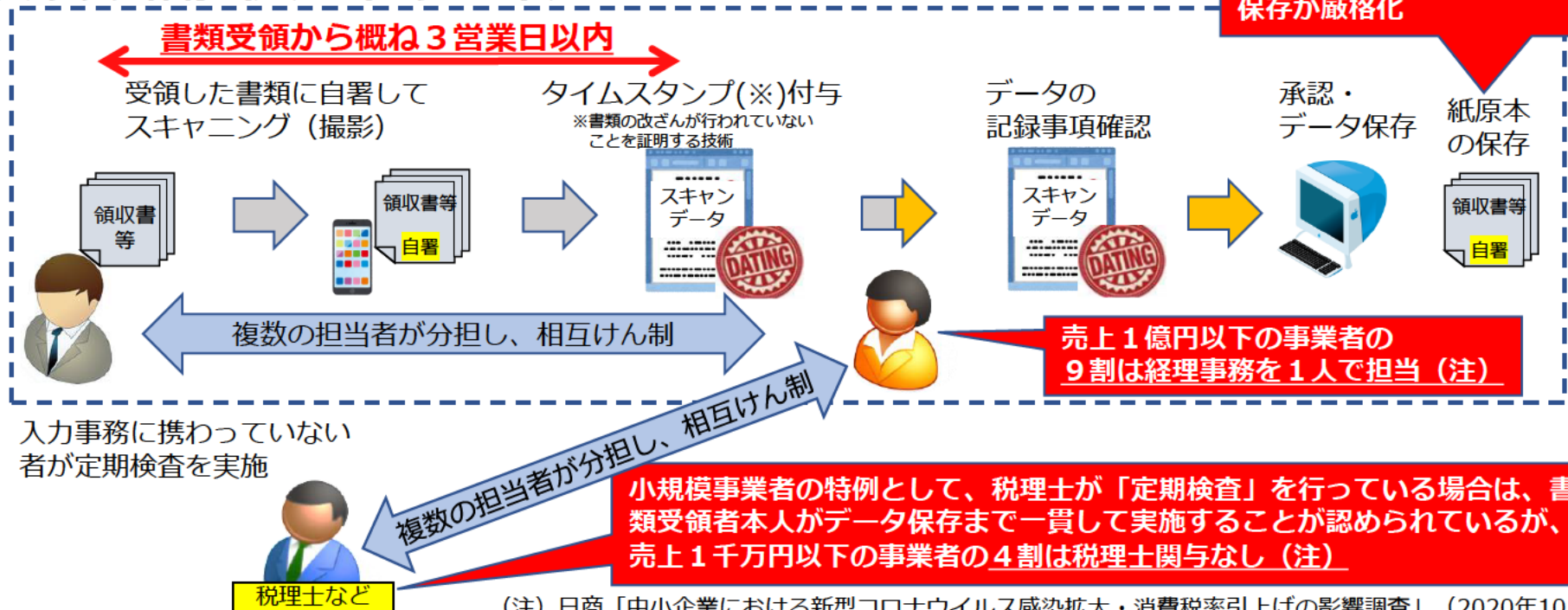
- 真実性の確保**
 - ・訂正・加除履歴の確保
 - ・帳簿間での記録事項の相互関連性の確保
 - ・**関係書類等の備付（経理規程等）**
- 可視性の確保**
 - ・見読可能装置の備付（ディスプレイ等）
 - ・検索機能の確保（日付、金額等）
- 真実性の確保**
 - ・**入力期間の制限**
 - ・一定水準以上での読取り
 - ・**適正事務処理要件**
- 可視性の確保**
 - ・帳簿との相互関連性の確保
 - ・見読可能装置の備付
 - ・**関係書類の備付（事務処理規程等）**
 - ・検索機能の確保

電子帳簿保存の導入・運用面でのハードル

【電子帳簿保存（導入時）のハードル】



【スキャナ保存（運用時）のハードル】



クラウド会計ソフトによる記帳作業のフロー（イメージ）

【クラウド会計ソフト登場以前】



【クラウド会計ソフト登場以降】



電子帳簿保存法に対応する際の課題

- 電子帳簿保存法に対応する際の課題としては、「社内の運用体制が不十分」が約5割。
- 「帳簿の作成・保存等に係る事務処理規程を作成できない」など、電帳法の要件を満たすことが困難であるとの意見も存在。
- そもそも「制度が複雑で理解が難しい」、「PCが使えない」などの声も多数寄せられた。

【電子帳簿保存法への対応の課題】

